

# 障害者の職場実習について

## 障害者雇用を検討中の企業の皆さま、職場実習を受け入れてみませんか？

- 障害者の職場実習を受け入れることにより、障害者雇用への漠然とした不安の解消につながります。
- 労働局では、職場実習受入れの意向のある事業所の情報収集を行い、就労支援機関等へ情報提供を行うことで、障害者の職場実習を推進しています。

### 【職場実習受入れ候補事業所リストについて】

- ・労働局が「職場実習受入れ候補事業所リスト」を作成し、事業所の情報を県内の就労支援機関等に提供します。
- ・裏面の「障害者に対する職場実習の受入れに当たって注意頂きたい事項について」(別紙1)をお読みいただき、「職場実習受入れ回答票」を宮崎労働局ホームページの申込フォームからご入力ください。

「職場実習受入れ回答票」申込フォーム QR コード



宮崎労働局 HP>事業主の方へ>障害者の雇い入れ>  
職場実習について



### 【職場実習の流れ】

#### 【実習受入れの相談】

ハローワークまたは、就労支援機関等から直接、職場実習のご相談をします。

#### 【実習の打ち合わせ、実習開始】

職場実習の受入れが可能な場合は、日程や時間、実習内容等の打ち合わせを行い、職場実習を開始します。

#### 【実習終了】

職場実習終了後に、実習対象者とフォローアップの面談を行います。

### <ご注意ください>

- ・職場実習は、障害者が実施の職場において実務を体験するものですので、事業所と実習生の関係は使用従属関係ではありません。
- ・職場実習実施中の事故発生に備えた保険の加入については、依頼のあった就労支援機関等にご確認ください。
- ・職場実習の受入れにあたり、労働局から謝金等の支払い等はありません。
- ・障害者の職場実習を受け入れる際に利用できる「障害者職場実習等支援事業」があります。利用にあたっては要件等がありますので、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部(TEL0985-51-1556)へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

宮崎労働局 職業安定部職業対策課(職場実習担当) TEL: 0985-38-8824  
または、お近くのハローワークの障害者担当までご連絡をお願いします。